

## 社会福祉法人大衡村社会福祉協議会個人情報保護規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人大衡村社会福祉協議会(以下「本会」という。)における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、本会の事業の適正かつ円滑な運営を図るとともに、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を明らかにし、もって個人の基本的人権を擁護することを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

2 この規程において「個人情報」とは、個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

(2) 個人識別符号が含まれるもの

3 この規程において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号をいう。

(1) 特定の個人の身体の特徴(容貌、声帯等)を電子計算機の用に供するために変換した符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

(2) 対象者ごとに異なるものとなるように役務の利用もしくは商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカード等の書類に記載された番号その他の符号であつて、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの(旅券番号、基礎年金番号、免許証番号、個人番号、被保険者証番号等)

4 この規程において「要配慮個人情報」とは、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報であつて、次の各号のいずれかの記述等が含まれるものをいう。

(1) 本人の人種、信条又は社会的身分

(2) 病歴

(3) 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害があること

(4) 本人に対して医師等により行われた健康診断その他の検査の結果

(5) 犯罪の経歴又は犯罪により害を被った事実

- (6) 本人を被疑者又は被告人として、刑事事件に関する手続きが行われたこと
- (7) 本人を罪を犯した少年又はその疑いのある少年として、少年の保護事件に関する手続きが行われたこと
- 5 この規程において「保有個人情報」とは、本会の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、本会の職員が組織的に利用するものとして、本会が保有している情報をいう。
- 6 この規程において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。
- 7 この規程において「個人番号」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。
- 8 この規程において「特定個人情報」とは、個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード（住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 7 条第 13 号に規定する住民票コードをいう。）以外のものを含む。）をその内容に含む個人情報をいう。
- 9 この規程において「保有特定個人情報」とは、本会の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、本会の職員が組織的に利用するものとして、本会が保有している情報をいう。
- 10 この規程において「特定個人情報ファイル」とは、保有特定個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有特定個人情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。
- 11 この規程において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

（本会の責務）

第 3 条 本会は、個人情報を取り扱うときは、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することがないように、その適正な取扱いに努めるものとする。

2 本会は、個人情報の保護に係る施策に留意しつつ、個人情報の保護に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（個人情報保護管理者）

第 4 条 本会は、個人情報の適正管理のため個人情報保護管理者を定め、本会における個人情報の適正管理に必要な措置を行わせるものとする。

2 個人情報保護管理者は、事務局長とする。

3 職員は、この規程に違反する事実又は違反するおそれがあることを発見した場合は、その旨を個人情報保護管理者に報告しなければならない。

4 個人情報保護管理者は、前項の報告内容を調査し、違反の事実が判明した場合には遅滞なく会長に報告するとともに、個人情報の取扱いが適切に行われるよう必要な措置を講ずるものとする。

(職員等の義務)

第5条 本会の職員又は職員であった者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(適正収集の原則)

第6条 本会は、個人情報（要配慮個人情報を含み、特定個人情報を除く。次条及び第13条において同じ。）を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的明示の原則)

第7条 本会は、個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、本会は、次に掲げる場合においては、個人情報を本人以外のものから収集することができる。

(1) 本人の同意があるとき。

(2) 法令等の規定に基づくとき。

(3) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

(4) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(5) 交渉、争訟、人事管理、指導、相談等の事務を行う場合において、当該個人情報を本人から収集したのでは当該事務の目的の達成が損なわれ、又は当該事務の公正かつ適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(6) 出版、報道等により当該個人情報が公にされているとき。

(7) 所在不明、判断能力が不十分等の事由により、本人から収集することができないとき。

3 本会は、前項第3号及び第4号の規定に基づき個人情報を収集したときは、速やかにその事実を本人に通知しなければならない。ただし、当該通知により、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあると認めるときは、この限りでない。

4 第1項の規定にかかわらず、本会は、次に掲げる場合においては、本人に対し、その利用目的を明示しないで、個人情報を収集することができる。

(1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

(2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

(3) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 収集の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(収集禁止事項)

第8条 本会は、法令等に定めがあるときその他正当な業務執行に関連しその職務の範囲内で収集するときを除き、要配慮個人情報の収集を行ってはならない。

(正確性の確保)

第9条 本会は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

(安全確保の措置)

第10条 本会は、保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条、第11条から第13条まで及び第20条第1項において同じ。）の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 本会は、保有する必要がなくなった保有個人情報を速やかに消去しなければならない。

(目的外利用の制限)

第11条 本会は、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、本会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用することができる。

(1) 本人の同意があるとき。

(2) 法令等に定めがあるとき。

(3) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

(4) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(5) 地域福祉の向上を図るため、法令等及びこれらの委任を受けた規則等の定めに基づき適正に業務を執行するとき。

3 本会は、前項の規定に該当して利用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱う場合は、その取り扱う範囲を真に必要な範囲に限定するものとする。

4 本会は、第2項第3号及び第4号の規定に基づき保有個人情報を利用したときは、速やかにその事実を本人に通知しなければならない。ただし、当該通知により、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあると認めるときは、この限りでない。

(外部提供の制限)

第12条 本会は、保有個人情報を本会以外のものに提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、本会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、保有個人情報を本会以外のものに提供することができる。

(1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

(2) 法令等に定めがあるとき。

(3) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

(4) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(5) 前各号のほか、地域福祉の向上を図るため、本会が特に必要があると認めるとき。

3 本会は、前項第3号及び第4号の規定に基づき保有個人情報を提供したときは、速やかにその事実を本人に通知しなければならない。ただし、当該通知により、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあると認めるときは、この限りでない。

(保有個人情報の提供を受けるものに対する措置要求)

第13条 本会は、前条第2項の規定により保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受けるものに対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(委託等に伴う措置)

第14条 本会は、個人情報を取り扱う事務を本会以外のものに委託するときは、個人情報の保護に関し必要な措置を講ずるものとする。

2 本会は、大衡村その他の関係機関から個人情報を取り扱う事務を受託したとき又は個人情報を取り扱う事務が生じる公の施設の指定管理を受託したときは、当該受託又は管理の事務を行うに当たって取り扱う個人情報の保護に関して必要な措置を講ずるものとする。

(開示請求権)

第15条 何人も、この規程の定めるところにより、本会对し、本会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）は、当該代理人に係る本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）を行うことができる。

(保有個人情報の開示義務)

第16条 本会は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各

号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求を行った者（以下「開示請求者」という。）に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 本会の事業の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) 他の法令等に違反することとなる場合

(部分開示)

第 17 条 本会は、開示請求に係る保有個人情報に前条各号が含まれている場合において、非開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

- 2 開示請求に係る保有個人情報に前条第 1 号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(訂正請求権)

第 18 条 何人も、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、この規定の定めるところにより、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。

- 2 代理人は、当該代理人に係る本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）を行うことができる。

(保有個人情報の訂正義務)

第 19 条 本会は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正を行わなければならない。

(利用停止請求権)

第 20 条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この規定の定めるところにより、当該各号に定める措置を請求することができる。

- (1) 第 6 条、第 7 条第 1 項若しくは第 2 項若しくは第 8 条の規定に違反して収集され、若しくは第 10 条第 2 項の規定に違反して保有されているとき、又は第 11 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去
- (2) 第 12 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個

#### 個人情報の提供の停止

- 2 代理人は、当該代理人に係る本人に代わって前項各号に定める措置又は第 33 条各号に定める措置（以下これらを「利用停止」という。）に係る同項の規定による請求又は同条の規定による請求（以下これらを「利用停止請求」という。）を行うことができる。

#### （保有個人情報の利用停止義務）

第 21 条 本会は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、本会における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止を行わなければならない。

#### （開示請求等の手続）

第 22 条 開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下「開示請求等」という。）は、書面により行うものとする。

- 2 前項の場合において、開示請求等を行う者は、本会が定めるところにより、開示請求等に係る保有個人情報の本人であること（第 15 条第 2 項、第 18 条第 2 項又は第 20 条第 2 項の規定による開示請求等にあつては、開示請求等に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類その他本会が定める書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 3 本会は、請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求等を行った者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、本会は、開示請求等を行った者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

#### （保有個人情報の存否に関する情報）

第 23 条 開示請求等に対し、当該開示請求等に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、本会は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求等を拒否することができる。

#### （開示請求等に対する決定及び措置）

第 24 条 本会は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定を行い、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し本会が定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第 7 条第 4 項第 2 号から第 4 号まで（第 29 条第 2 項において準用する場合を含む。）に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

- 2 本会は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示を行わない旨の決定を行い、開示請求者に対し、その

旨及び本会が定める事項を書面により通知しなければならない。

- 3 本会は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正を行うときは、その旨の決定を行い、訂正請求を行った者に対し、その旨及び本会が定める事項を書面により通知しなければならない。訂正請求に係る保有個人情報の訂正を行わないとき（前条の規定により訂正請求を拒否するとき、及び訂正請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）も同様とする。
- 4 本会は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止を行うときは、その旨の決定を行い、利用停止請求を行った者に対し、その旨及び本会が定める事項を書面により通知しなければならない。利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止を行わないとき（前条の規定により利用停止請求を拒否するとき、及び利用停止請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）も同様とする。

（開示決定等の期限）

第 25 条 前条第 1 項及び第 2 項の決定（以下「開示等決定」という。）、同条第 3 項の決定（以下「訂正等決定」という。）並びに同条第 4 項の決定（以下「利用停止等決定」という。）（以下「開示決定等」という。）は、開示請求等があった日の翌日から起算して 15 日以内に行わなければならない。ただし、第 22 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、本会は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を 30 日以内に限り延長することができる。この場合において、本会は、開示請求等を行った者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。
- 3 前項の規定により延長した第 1 項に規定する期間（以下「延長後の期間」という。）内に開示請求等に係る保有個人情報のすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前項の規定にかかわらず、本会は、延長後の期間を更に相当の期間延長することができる。この場合において、本会は、延長後の期間内に、開示請求等を行った者に対し、この項の規定を適用する旨及びその理由並びに開示決定等を行う期限を書面により通知しなければならない。
- 4 前項の規定を適用する場合にあつては、本会は、開示請求等に係る保有個人情報のうちの一部につき延長後の期間内に開示決定等を行うことができるときは、当該期間内にこれを行わなければならない。

（保有個人情報の提供先への通知）

第 26 条 本会は、第 24 条第 3 項の規定による訂正を行う旨の決定に基づき保有個人情報の訂正を行った場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。



(苦情対応)

第 27 条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情があったときは、適切かつ迅速な対応に努めるものとする。

2 苦情対応は、原則として事務局長が行うものとする。

(適正収集の原則)

第 28 条 本会は、番号法第 19 条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を収集してはならない。

2 本会は、番号法第 19 条各号のいずれかに該当して特定個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(利用目的明示の原則)

第 29 条 本会は、番号法第 19 条各号のいずれかに該当して本人から直接当該本人の特定個人情報を収集するときは、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

2 第 7 条第 4 項の規定は、前項の規定により特定個人情報を収集するときについて準用する。この場合において、同条第 4 項中「第 1 項の」とあるのは、「第 29 条第 1 項の」と読み替えるものとする。

(安全確保の措置)

第 30 条 本会は、保有特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有特定個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 本会は、番号法第 19 条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を保有してはならない。

3 本会は、保有する必要がなくなった保有特定個人情報を速やかに消去しなければならない。

(目的外利用の制限)

第 31 条 本会は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、本会は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を利用することができる。ただし、保有特定個人情報を利用目的以外の目的のために利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

3 第 11 条第 4 項の規定は、前項本文の規定により保有特定個人情報を利用したとき（本人の同意があったときを除く。）について準用する。

(外部提供の制限)

第 32 条 本会は、番号法第 19 条各号のいずれかに該当する場合を除き、保有特定個人情報を提供してはならない。

2 第 12 条第 3 項の規定は、番号法第 19 条第 13 号に該当して保有特定個人情報を提供したとき（本人の同意があったときを除く。）について準用する。

(利用停止請求権)

第 33 条 何人も、自己を本人とする保有特定個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この規定の定めるところにより、当該各号に定める措置を請求することができる。

(1) 第 8 条、第 28 条若しくは第 29 条第 1 項の規定に違反して収集され、若しくは第 30 条第 2 項若しくは第 3 項の規定に違反して保有されているとき、第 31 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に違反して利用されているとき又は番号法第 28 条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき  
当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去

(2) 前条第 1 項の規定に違反して提供されているとき  
当該保有特定個人情報の提供の停止

(費用負担)

第 34 条 この規程の規定による自己情報の開示、訂正及び利用停止等に要する費用は、無料とする。

2 前項の規定にかかわらず、文書等の写しの作成及び当該写しの送付に要する費用は、請求者の負担とする。

(大衡村個人情報保護条例の準用)

第 35 条 この規程に定めのない事項が生じたときは、大衡村個人情報保護条例（平成 17 年大衡村条例第 5 号）の相当規定を準用する。

(委任)

第 36 条 この規程の実施に必要な事項は、別に定めるものとする。

附則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。